

2018年5月8日

大阪府知事 松井 一郎 様

障害児者の教育・福祉・医療等の拡充を求める要望書

障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会
連絡先団体／障害者(児)を守る全大阪連絡協議会

〒558-0011 大阪市住吉区苅田5-1-22

大阪障害者センター内

TEL 06-6697-9005

FAX 06-6697-9059

<教育>

1. 障害児学校の現在の過大・過密を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育環境を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、必要な予算の確保をすすめてください。
 - ①北河内地域、東大阪地域、南河内地域、堺・泉北地域、岸和田・貝塚地域、大阪市内地域に、小・中・高等部のある知的障害支援学校を緊急に設置してください。とりわけ、東大阪地域、堺・泉北地域、岸和田・貝塚地域への建設計画を早急に策定してください。
 - ②「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」を抜本的に見直し、「約1400人増加」に対応できる新校整備計画を直ちに策定してください。
 - ③障害児学校の通学区域割については、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、福祉圏域、生活圏域（放課後等デイサービスの利用を含む）を守ってすすめてください。
 - ④学校施設の耐震化や校舎の老朽化対策のための大規模改修や、児童生徒数の増加に合わせた教室の確保など、障害児学校の教育環境整備を充実してください。
 - ⑤堺市内への希望者すべてを受け入れる高等部のある知的障害支援学校の建設計画を策定してください。また、堺地域への具体的な対策を早急に明らかにしてください。
 - ⑥泉南地域・北河内地域に、肢体障害のある子どもが安心して学べる小・中・高等部のある支援学校を建設してください。
 - ⑦交野支援学校四條畷校は、知的障害支援学校の分校ではなく本校として整備してください。また、スプリンクラーの設置はもとより、空調設備の充実、給食の自校調理、直営バスの配置をおこなってください。
 - ⑧支援学校における児童生徒数の増加で、特別教室が普通教室に転用されたり、間仕切ったりすることがないよう文部科学省に対し、特別支援学校の設置基準を策定するように要望してください。
 - ⑨同一敷地内に2つの支援学校が設置されている場合において、高等支援学校の入学試験の日に支援学校を休校にしないなど、児童生徒の教育環境に影響が及ばないようにしてください。
 - ⑩トイレを子どもの実態に合わせて改善・整備し、老朽箇所の改修を計画的に行ってください。
 - ⑪冷暖房を適切に使用できるよう、すべての府立支援学校に必要な光熱水費予算を配当してください。

- ⑫教育活動に支障が生じないよう、必要な教職員の旅費予算を確保してください。
2. 後期中等教育を拡充してください。
- ①支援学校高等部卒業後の一般就労者の実態を明らかにしてください。また、たまがわタイプの高等支援学校の進路の実態を明らかにしてください。(文書回答)
- ②高等学校で学ぶ障害のある生徒の教育保障をすすめるために、
- ア) 府立高等学校に在籍する発達障害をはじめとするすべての障害のある生徒の実態把握をおこない、適切な教育課程や教材の準備、専門性をもった教職員の確保や定数措置、施設・設備などの条件整備をすすめ、教育環境を改善する等、必要な施策を講じてください。(文書回答)
- イ) すべての府立高校にエレベーターの設置など、障害を持つ生徒が安全・安心に高校生活が送れるよう施設設備を充実してください。(文書回答)
- ウ) 府立高等学校に在籍する障害のある生徒の支援のための、支援員や専門家の巡回相談などの導入をはじめ、通級指導教室の設置を行なってください。
- エ) 今年度から実施されている高校の通級指導について、対象者数・障害の状況・教員の配置・教育課程・単位認定・施設設備・合理的配慮等、状況を明らかにしてください。
- ③支援学校高等部に希望すればだれでも進学できる専攻科を設置してください。
- ④福祉事業型専攻科の実態を府教委として把握し、専攻科の設置を含めた移行期の支援教育や生涯学習のあり方について研究してください。
- ⑤早期からの現場実習や一般就労に偏重した高等部教育を改め、青年期にふさわしい教育を充実してください。
- ⑥知的障害支援学校高等部における職業教育偏重の押し付けをしないでください。
- ⑦「知的障害をもった生徒の受け入れ」にあたっては、本人の学習権と発達権を保障するために専門性を持った教職員の配置と教育条件の整備を行ってください。(文書回答)
3. 安全・安心で適正な通学時間・通学距離を保障してください。
- ①スクールバスの民間委託化方針を撤回し、直営でのスクールバス運行をしてください。
- ②適正規模の障害児学校を各地域に建設するとともに、スクールバスを増車し、自宅から40分以内で通学できるようにしてください。なお、早急に60分を超える乗車時間を解消してください。当面暫定的な措置として、通学時間が1時間以上かかるコースのバスにはトイレを設置してください。
- ③医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全に通学できるようにしてください。
- ④スクールバスを小型にして、自宅の近くから乗降できるように送迎ルートを改善してください。
- ⑤小型スクールバスの添乗員は、乗車する子どもの実態に合わせ、必要なコースは複数配置してください。
4. より豊かで安全な学校給食を子どもたちに保障してください。
- ①障害児学校における学校給食調理業務の民間委託化はやめてください。
- ②府立支援学校の新たな民間委託化を中止し、民間委託化の是非について客観的・専門的な検証を行ってください。
- ③文部科学省「学校給食衛生管理の基準」にもとづいて、厨房の施設設備を抜本的に整備してください。
5. 医療的ケアの必要な子どもたちの教育保障を充実してください。
- ①医療的ケアの必要な子どもたちが在籍する学校をはじめ、必要とされる障害児学校においては、府独自に看護師を配置してください。希望する医療的ケアが必要な児童が知的障害支援学校に入学できるようにしてください。
- ②府立支援学校の看護師については、正規の学校職員として独自に定数枠を設けて配

- 置してください。当面、臨時技師（看護師）の賃金等の待遇改善を早急に行ってください。
- ③泊を伴う行事への看護師の付き添い予算を増額してください。また、学校に配置されている看護師の泊を伴う行事への付添を可能にしてください。
6. 「府移管」に伴い低下した旧大阪市立特別支援学校の教育条件をただちに改善してください。「教育条件を低下させない」と強行した「府移管」の検証を責任をもって行ってください。大阪市の進んだ教育条件を、府立支援学校全体に拡充させてください。
- ①中央聴覚支援学校、北視覚支援学校の「早期教育」を継続・発展させてください。（**文書回答**）
- ②中央聴覚支援学校、北視覚支援学校の寄宿舎教育を継続、発展させてください。大阪府立中央聴覚支援学校寄宿舎の改修・増築を行ってください。
- ③光陽支援学校病弱部門（通学籍）を継続、発展させてください。（**文書回答**）
- ④肢体不自由校において、実態に見合った教員（「実習助手」を含む）の配置を行ってください。（**文書回答**）
- ⑤大阪府が実施している、医療的ケアの必要な児童・生徒の通学保障（看護師付きタクシーの利用）を維持するとともに、この制度を府内全域に拡充させてください。（**文書回答**）
- ⑥歯科衛生士による歯磨き指導・フッ化物塗布の事業や、保健師、助産師による性教育の無料派遣を復活させてください。（**文書回答**）
- ⑦学校図書館の整備費用、点字教科書等の購入費用など、学校予算を大幅に増額してください。（**文書回答**）
7. 手話言語条例の制定を踏まえ、聾学校（聴覚支援学校）の教育環境の拡充を図ってください。
- ①障害児教育の特殊性、専門性を踏まえて、同一校勤務の年限を理由とした強制的・機械的・画一的な人事異動を行わないでください。聾学校（聴覚特別支援学校）においては、聴覚障害（ろう）児対応だけではなく、聴覚障害者（ろう）の保護者のことも含めて、手話のできる教職員あるいは、手話通訳士または大阪府登録手話通訳者を配置するなど配慮を行ってください。
- ②聾学校（聴覚特別支援学校）の施設・設備の改修を進めてください。特に聾学校（大阪府立中央聴覚支援学校）幼稚部、寄宿舎の改修・増築を行ってください。
- ③聾学校（聴覚特別支援学校）のスポーツ（クラブ）活動に、デフリンピック経験者および関係者を指導者として招くなど、スポーツ環境の強化を図ってください。
- ④大阪府手話言語条例に基づき実施されている、乳幼児期手話獲得支援事業「こめっこ」は当事者団体と行政が連携して実施する手話言語条例関連事業としては全国でも例がなく、先駆的な事業ですが、日本財団からの助成だけでは長期的な事業実施が望めません。現在の事業内容を継続・発展させることができるよう、早急に事業予算を確保してください。
8. 小・中学校における障害児学級の在籍者数が大幅な増加傾向にあり、障害が重度化・多様化している実態を踏まえ、次の施策を実施してください。
- ①障害の重度化・多様化をふまえて、学校教育法第81条・学校教育法施行規則第137条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、障害児学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増をおこなってください。
- ア) 学級編制基準が同じ複式学級同様、2学年で学級を設置するよう文部科学省に要望してください。
- イ) 障害児学級の編制基準の改善を文部科学省に要望するとともに、府独自でも改善し、1学級の定数を大幅に引き下げてください。
- ウ) 在籍者が一人でも障害種別で支援学級を分級することを府の基準にし、それに

- 基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。
- エ) 同一種別で在籍予定者が9名の場合は、2学級設置することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。もしくは、年度途中の児童・生徒の増加に対して、新設・増学級をおこない、必要に応じた教員配置をおこなってください。
- オ) 小学校入学の保護者に対し、遅くとも前年度11月までに支援学級への在籍希望の返答が求められますが、この時期以降に支援学級籍が必要と判断された児童も、入学後は支援学級に入級できるようにしてください。
- ②施設・設備の基準を設け、その改善・充実をはかってください。特に、肢体不自由児が在籍する全ての学校にエレベーターを設置するよう、市町村教育委員会に働きかけてください。
- ③障害児教育の専門性や継続性を尊重してください。
- ア) 教員採用選考に障害児学級採用枠を設けるよう検討してください。
- イ) 希望する場合は障害児学級担任として転勤できるよう市町村教育委員会に働きかけてください。
- ウ) 支援学級担任の継続年数を延ばすことができるよう、市町村教育委員会を指導してください。
- エ) 交流人事で支援学校から小中学校に移動する場合、支援学級担任として専門性を発揮できるよう市町村教育委員会・学校長に働きかけてください。
- ④学校教育法施行令が一部改正されましたが、子どもたちに保障されるべき教育課程や教育条件が変わったわけではありません。支援学校・支援学級・通級指導教室・通常の学級、どこで学んでも、その子に必要な教育課程・教育条件を保障してください。
- ⑤就学に際して、「一度入学したら、小学校は6年間、中学校は3年間は同じ学校で」と言われますが、法令通り、転学に関しては、『学びの場』を固定なものとせず、『発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟』にできることを保護者・教職員に周知するとともに、そのための方策を検討してください。
- ⑥障害児学級在籍者を含めると、35人、40人の定数を超える通常学級をなくすよう、弾力的運用だけでなく、教員を加配してください。
- ⑦政令指定都市を含め、医療的なケアや医療的な見守りを必要とする子どもたちのいる学校に看護師を配置してください。泊を伴う行事に、いつも子どもと関わっている看護師が付き添いできるようにしてください。
- ⑧中学校の支援学級について、教科担任制への対応などを含め、特別な教育ニーズを持つ生徒たちの実態に見合ったきめ細かな教育が受けられるように学校全体で取り組んでいけるようにしてください。
9. 特別支援教育にあたっては、すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、障害児学校・学級の増設、30人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。
- ①30人以下学級の実現など、通常学級に学んでいる障害児やLD、ADHD等の子どもたちへの教育保障と条件整備をおこなってください。
- ②通級指導教室を全ての小中学校及びすべての特別支援学校に設置してください。発達障害に起因する不登校の児童生徒が居場所として通級指導教室に通えるよう柔軟な対応を行ってください。
- ③コーディネーターを専任配置し、学校全体で特別支援教育を進めていくことができる基盤を作ってください。
- ④地域に根ざした「適正規模・適正配置」の障害児学校を増設してください。地域のセンター的役割を果たすために必要な人員配置をおこなってください。(文書回答)
- ⑤チャレンジテスト、学力調査等、競争をあおるような教育をやめ、これまで通常の学級で学ぶことができていた障害のある子どもたちが、通常の学級から排除されてい

る状況を改めてください。

10. 「発達保障」の観点にたった適切な就学支援をおこなうために、府および市町村に就学支援委員会を設置し、民主的に運営してください。市町村が行う発達相談・教育相談に、費用の補助をしてください。

<障害児の放課後保障>

11. 放課後等デイサービスについて以下の点を府として対策を講じてください。
 - ① 徒歩や公共交通機関を利用する場合も送迎加算の対象になるように国に働きかけるとともに府としても対策を講じてください。また、送迎中も療育時間と認めるよう国に働きかけるとともに、大阪府独自で認めてください。
 - ② 利用人数に応じた出来高払いの報酬の在り方を見直し、安定した運営ができるように月額払いにするなど対策を講じるように国に働きかけてください。また、事務手続きがスムーズに行えるように、報酬の在り方を検討するよう国に働きかけてください。区分の導入への対応について各地域の実態を把握するとともに、報酬の減額により、子どもたちへの支援の低下につながることを防ぐよう、問題点を系統的に把握し、その改善を国に働きかけてください。
 - ③ 保護者の利用料の負担軽減を国に働きかけるとともに、府としても対策を講じてください。
 - ④ 主たる対象が「重症心身障害児」の放課後等デイサービス事業所では、事業所内の配置に加え、看護師や児童指導員の添乗が必要なため、専門職確保が困難であり、経済的負担も深刻です。人員配置の緩和を国に働きかけてください。
12. 学校と事業所が必要な連携を図るため、支援学校及び校区の学校が事業者に行事予定表等を配布すること、個別支援計画が示す支援の内容を共有するための懇談等への参加を保障することなど、具体的な手立てを講じるよう、各校を指導してください。
13. 障害児が安心して利用できるプールやアスレチックなど活動できるスポーツ施設などを各地域に整備してください。各地域の既存の施設が障害児・者も利用しやすいよう対策を講じてください。また、学校のプール・体育館なども開放して利用できるようにしてください。

<医療>

14. 重度障害者医療費助成制度を抜本的に拡充してください。
 - ① 重度障害者が健康を維持して日常生活や社会生活を送るために、経済的負担となっている負担上限額（月額3000円）を大幅に引き下げてください。
 - ② 重度障害者医療費助成制度の果たしてきた役割に鑑み、コスト面からだけでなく重度障害者がこの制度をどのように活用し暮らしに役立てているのか等の実態を調査してください。2018年4月以降の制度改定における障害児者・家族の暮らしへの影響について定期的に調査を行ってください。
 - ③ 今回、大阪府が方向づけた重度障害者医療費助成の改定内容について、自動償還払いの導入や、1医療機関あたりの負担上限の設定など、障害者への負担が急増しないよう必要な措置を講じてください。
 - ④ 精神障害者の入院病床への制度適用について、早急に具体化を図ってください。
 - ⑤ 中軽度の障害者にも助成制度の対象にしてください。
15. 障害者が入院する際の個室利用に際して、負担軽減制度（補助制度）を創設してください。
16. 言語障害や筋緊張の強い脳性麻痺の人や、聴覚障害、視覚障害、自閉症をはじめとした発達障害のある人等、コミュニケーションに何らかの配慮が必要な人の場合、診察時間、治療時間が長時間に及ぶことが多く、医療機関の負担となっています。現在のところ

ろ、医療機関側の配慮によって成り立っている現状がありますが、このままでは、対応ができなくなる危険性もあり、憂慮している状況です。診察・治療時に一般の人と比べて時間や対応する人が必要な場合、安心して医療が受けられるように、医療点数の何らかの加算等が行われるよう国に要望してください。また、国の対応ができるまでの間、府として何らかの措置を講じるよう検討してください。

17. 脳性麻痺の二次障害の頸椎症性頸髄症等の手術治療ができる医師や専門医療機関を大阪府内に確保するため、具体的な手立てを講じてください。
18. 障害者地域医療ネットワーク事業を充実させてください。同時に、この事業を広く障害者・家族に周知・広報してください。(文書回答)
19. 脳性麻痺やポリオ、脊髄損傷や頸髄損傷等の中途障害などの障害別に、成人期の健康実態や機能低下などの二次障害の具体的な症状の実態を把握するため、在宅・福祉的就労・一般就労などの社会環境別に分けた実態調査を実施してください。
 - ① 幼少期や学齢期から自らの障害を正しくとらえて、二次障害への知識・認識を正しく持てるように学校や公的機関から、当事者や家族などに指導(アドバイス)できるシステムを創設してください。
 - ② 適切な時期に適切な治療が受けられるために、教育・医療・福祉・就労が連携した総合的な二次障害対策を制度として構築してください。
20. 大阪府に障害児者の医療に関わる相談窓口を設けてください。
21. 医療機関において、聴覚障害者(ろうあ高齢者等)が安心して治療・入院が受けられるよう、府下の各医療機関(民間)に手話通訳者の設置、手話ができる看護師、相談員などが配置できるよう働きかけてください。また、手話研修のための費用を大阪府として補助してください。
22. ろう重複者や重度知的障害者の入院時の人的・財政的支援を行ってください。
 - ① 知的障害を持つ、ろう重複者が入院治療を必要とした時に病院から付き添いの条件を出される現状は以前と変わっていません。1週間位の入院でも24時間となると高額となり家族の負担は大変なものになります。家族も「付添い介護費用」が一部補償される保険に再加入する等の自己努力はされていますが、府としても対応策を講じてください。また、対応策について国に要望をしてください。
 - ② 入院時においても24時間の見守りが必要な重度知的障害児などに、介護人の配置等によるケアの提供が可能となるよう、必要な施策を講じてください。
23. 障害児者へのインフルエンザ予防接種費用を府として補助してください。国に対して何らかの施策を講じるよう働きかけてください。
24. 近畿大学付属病院が閉鎖されたことにより、南河内地域での障害児者の救急対応に支障が生じています。早急に受け入れ可能な病院を整備してください。
25. 大阪府医療機関情報システムにおいて、手話による対応の面で、手話通訳士および大阪府登録手話通訳者相当の資格を保有する医療機関の情報を開示してください。また、大阪府医療機関情報システムにおいては、2018年4月1日現在で「聴覚障がい者への配慮(手話による対応)」で111件となっていますが、「聴覚障がい者への配慮(施設内の情報の表示)」では275件とコミュニケーションの面でアクセスを妨げている状況を早急に改善してください。

<障害者福祉施策>

26. 高次脳機能障害者を含む中途障害者に偏りがちな、利用料一割負担を廃止するよう国に要望してください。あわせて府独自の救済策を講じてください。また、高次脳機能障害者を含む中途障害者の「生活のしづらさ」についての実態把握をすすめてください。
27. グループホーム制度を拡充してください。
 - ① 生活の場での事業において、日割り報酬ではなく、月額での報酬にしてください。ま

た、加算ではなく、基本報酬を上げてください。

- ②「日中支援加算」については、祝日・休日等、グループホームで行った全ての日中支援について加算対象となるように働きかけてください。
 - ③グループホーム入居者の通院介助については、月2回以上必要な人にも利用できるようにしてください。
 - ④グループホーム内での個別でのヘルパー利用について、3年の経過措置ではなく、必要な人には、利用し続けられるようにしてください。
 - ⑤新たに設けられた日中サービス支援型グループホームについては、重度の利用者を支援するには問題点があるので、報酬制度を再度見直してください。
 - ⑥移動支援や通院介助の回数や時間等、地域によって差が出ています。大阪府として、各市町村のサービス状況調査をしてください。そして、地域によっての格差をなくす為の方策を講じてください。
 - ⑦整備が必要であるにもかかわらず、平成30年3月を過ぎてもスプリンクラー設置が出来ないホームへの対策を講じてください。また、設置の調整が遅れている事業所については、ホームページ等での公表等しないように各市町村へ指示してください。
 - ⑧サービス管理責任者の必要研修や、強度行動障害支援者養成講座や喀痰吸引研修が必要とする人がスムーズに行えるよう日程の確保をしてください。
 - ⑨グループホーム開設の為に土地購入や建設補助や大幅改修費への大阪府独自の補助制度を行ってください。また、開設にあたって、地域の協力が得られるよう指導してください。
 - ⑩大阪府としてグループホーム職員確保のための特別な対策を講じてください。重度障害者への適切な支援を提供するための大阪府独自の補助制度を設けてください。
 - ⑪グループホームで暮らす障害者が通院・入院に際して必要な支援が行えるような職員配置を国に働きかけ、府としても独自の制度を設けてください。入院時コミュニケーション支援の制度を利用しやすくするために、対象者や支援者の拡大を行ってください。医療機関の理解も得られるように制度の徹底を図ってください。
 - ⑫高齢化・重度化に伴い、平日・休日問わず、ホームでの日中支援が必要です。「日中支援加算」については、祝日・休日等、グループホームで行った全ての日中支援について加算対象となるよう国に働きかけるとともに、大阪府として独自に補助を行ってください。
 - ⑬グループホームに看護師を配置できる補助制度をつくってください。
- 2 8. 重度障害者への支援施策を拡充してください。
- ①医療的ケアが必要な人への短期入所が決定的に不足しています。府として設置が促進されるような施策を講じてください。
 - ②北摂地域に療養介護施設（旧重症心身障害児者施設）の設置に向けて、府として特段の援助（土地提供等）をしてください。（**文書回答**）
 - ③特定行為（経管栄養・痰吸引）が制度化されていますが、基本研修と実地研修を受けた以降、フォローアップ等が実施されていません。ヘルパー事業所にとって、一人2～3万円の研修費用は大きな負担です。研修費用助成、その後の研修の充実等、大阪府の独自施策を講じてください（**文書回答**）
- 2 9. 相談支援事業を拡充してください。
- ①相談支援事業は採算に見合わないことから、事業所数も少なく職員に過重な負担がかかっています。この問題を改善するために、事業の報酬の大幅な引き上げを国に要望するとともに府独自の補助金の予算化等を行ってください。
 - ②相談支援専門員の初任者研修や現任研修について、受講を希望しても定員充足のため受講できないことがあります。希望する人がすべて研修を受講できるよう初任者研修や現任研修を大幅に増やしてください。また、初任者研修においては、研修修

了後に相談支援専門員の業務に就く予定のある人を、現任研修において現に相談支援専門員の業務に就いている人を優先して受講できるように配慮してください。

- ③国が提案している地域包括ケアシステムにおいて、障害者への専門的な相談支援の体制がどのようになるか示してください。

30. 居宅介護施策を拡充してください。

- ①ヘルパー不足を解消し、ヘルパーとして安心して働き続けられるよう報酬単価の大幅な見直し等を行なってください。特に、家事援助、重度訪問介護の報酬単価を大幅に引き上げてください。また、ヘルパーの報酬単価に、派遣にかかる移動時間の補償など、ヘルパーの処遇改善につながるような報酬上の具体的な措置を講じるように、国に強く働きかけてください。

- ②ヘルパーの質的向上のために、専門性を高めるような具体的な措置を講じてください。(障害の理解、人権意識、スキルの向上などを保障する研修システムなど) ヘルパーが専門性を高める研修を受けることができるよう研修機会の確保等府としての手立てを講じてください。

- ③ヘルパー派遣時の宿泊費や交通費などの利用者負担について、大阪府独自の軽減措置を講じてください。

- ④ヘルパーとして提供できる活動内容を制限しないでください。

ア) 居宅内だけに限らず、入院時、通勤・通学、育児や家族支援を含め、使用を認めてください。また、通院介助時に院内介助を制限することは絶対にしないでください。

イ) 入院にいたった場合、買い物や洗濯など生活上の支援や普段から慣れた者しか行なえないような身体的介護は、(医師の要請で) 制度上のヘルパーが行なえるようにしてください。また、退院が間近になっての慣らしの外出や、自宅への一時帰宅についても、制度上のヘルパーが利用できるようにしてください。その際は、重度訪問介護の利用者に限定せず、必要な人に必要な支援が提供されるようにしてください。

ウ) 大掃除(換気扇掃除・クーラー掃除・蛍光灯掃除等)や自治会活動での援助、パソコン入力作業援助などの支援をホームヘルパーの仕事として認めてください。

- ⑤重度訪問介護を介護保険にはない障害福祉サービス固有のものとして位置付けてください。また、利用制限をなくし通学、通勤・就労時、入院、外泊、運転介助等にも利用できるようにしてください。

- ⑥居宅介護事業所においてヘルパーが慢性的に足りないため、利用者からの希望に応えることができないケースが非常に多くなっています。不足状態を解消するためにも、安心して働き続けられる報酬単価となるよう国に強く要望してください。

31. 聴覚障害者等、社会資源が乏しく遠方の事業所まで通所しなければならない障害者への支援策を講じてください。

- ①遠方の「なかまの里」や「あいらぶ工房」や「ほくほく」の日中活動、短期入所を利用している聴覚障害者への交通費補助制度を創設するとともに、支援策を講じるよう市町村を指導してください。

- ②ろう重複は介添人なしでは通学・通所できません。親が病弱であったり、就労している場合は大変な負担がかかっています。例として「あいらぶ工房」に通所している親が病弱のため、毎日送り迎えができず週1回のみ利用にとどまり、他の日は、手話言語の権利が保障されない近隣の施設に通っています。「社会生活上必要不可欠な外出」として無条件に通学・通所を認めている自治体もあることを踏まえ、利用の条件を緩和してください。

32. 入所施設を整備してください。

- ①医療的ケアの必要な障害者やグループホームでは受け止めることが困難な知的障害

- 者を受けとめるためのくらしの場を府の責任で整備してください。
- ②夜間も看護師の配置が可能となるよう、必要な手立てを講じてください。
 - ③入所施設利用者の加齢や重度化の実態に合わせて補助を実施してください。とりわけ、夜間の体制が充実できるような対策を早急に講じてください。
 - ④重度化・高齢化に対応した設備改善に対して補助を行ってください。
 - ⑤入所施設で暮らす障害者が通院・入院に際して必要な支援が行えるような職員配置を国に働きかけ、府としても独自の制度を設けてください。
 - ⑥入所施設で暮らす障害者もガイドヘルパーが利用できるよう市町村に働きかけてください。
 - ⑦入所施設がしっかりと機能できるよう、報酬の改善を国に要望するとともに、大阪府として独自の支援策を講じてください。
- 3 3. 金剛コロニーの整備を進めてください。
- ①こんごう福祉センターしいのき寮、すぎのき寮の建てかえが終了するまで、現在の雨漏りか所を修繕するなど、安心して住めるよう整備を進めてください。
 - ②こんごう福祉センターしいのき寮、すぎのき寮の建設計画を明らかにしてください。
 - ③こんごう福祉センターしいのき寮、すぎのき寮の卒業生への地域移行支援について、担当する支援員を専任で配置できるようにしてください。
- 3 4. 地域生活支援拠点が有効に機能するよう、大阪府として支援策を講じてください。
- 3 5. 障害者優先調達推進法における2016年度大阪府の実績と今年度の計画を示してください。また、府内各自治体についても、取扱いの差が生じないよう必要な措置を講じてください。(文書回答)
- 3 6. 障害福祉サービスにおける府内市町村の指導監査の実施状況(市町村への助言件数や市町村からの具体的相談内容等)を明らかにしてください。指導における市町村格差が生じないようにしてください。(文書回答)
- 3 7. 社会福祉法改定に伴い、国から様々な通知・事務連絡が発出されています。それらの情報にすぐにアクセスできるよう、大阪府ホームページの充実等を行ってください。
- 3 8. 府内各市町村における地域活動支援センターの設置状況を調査し、①運営に関する独自の上乗せ補助、②通所費用への支援や家賃補助、などについて格差が生じないようにしてください。(文書回答)
- 3 9. 平成30年度からの障害者総合支援法及び報酬改定に伴う影響について府として現状を把握し、報酬単価の引き上げをはじめとした制度改善をおこなうように国へ要望するとともに府独自の支援策を検討してください。(文書回答)
- 4 0. 障害福祉現場では慢性的な働き手不足が続いており、事業継続が困難になっている事業所も増えています。人材確保に向けた府の総合的な計画を示してください。
- 4 1. 補装具について以下の改善を図ってください。
- ①電動車いすの支給判定は、本人や家族の要望(詳細な生活実態や思いなど)を最大限尊重してください。また、支給判定を、初対面の見知らぬ判定官一人に任せず、OT、PTなどの専門家や本人の生活状況をよく知っている人たちの意見も聞いた上での公平な判定を行ってください。
 - ②補装具の作成・修理については、部品代だけではなく、人件費や出張旅費、また、運送費やメンテナンス費等も含め、作成や修理にかかる費用すべてを対象にすること。また、購入価格が補助基準よりも高くなった場合、その差額分を補てんする制度・システムを作ってください。
 - ③補装具・日常生活用具について下記のように改めるよう国に求めてください。
ア) 補装具・日常生活用具のJIS規格、制限列举方式、低額基準をなくし、機能補完、身体ケア、自立・社会参加の保障を踏まえて、個々のニーズ・要望に応えるものを支給できるようにしてください。また、住宅環境、職場環境の改善も一体かつ総合的に行えるようにしてください。

- イ) 補装具、日常生活用具の選択・作成・改造・修理・点検・リサイクル・相談・指導・教習・研究をトータルに行える「補装具センター」をすべての自治体に一カ所以上設置してください。その際、当該地域に責任を持ち、他センター、中央・地域の研究機関、医療機関、メーカー等と連携して障害者個々のニーズ、要望に応えられる体制を確保してください。
- 4 2. 学校を卒業した後の障害のある人たちが平日の夕方や休日に自主的な文化・スポーツ・芸術活動などで気軽に利用できる余暇活動支援センター（仮）の設置や補助制度を検討してください。
- 4 3. 府が主催する出前講座すべてに、講師の派遣とともに手話通訳者の派遣を行ってください。
- 4 4. 聴覚障害を持つ職員が、一般（健聴）職員と同様に必要な資格取得、スキルアップと定着をめざしての、府や府社協そして各団体が主催する研修会等に参加できるよう、手話通訳の配置の啓発と指導、通訳に係る団体への費用助成の検討・実施してください。
- 4 5. ろう重複聴覚障害者施設「なかまの里」では、市町村からの入所相談の中で、単身者のケースが増えてきています。ご本人が医療機関にかかり、病状が重篤な場合は必ず家族・後見人等への説明と確認が必要になります。後見人等の支援が必要な方には市町申し立て等の方法も含めて迅速に対応していただけるよう、市町村に働きかけてください。
- 4 6. 聴覚障害を持つ高齢者への手話等による専門的支援のための職員の配置等について、平成30年4月の報酬改定において、「障害者生活支援体制加算(Ⅱ)」の要件が追加・新設され、26単位から41単位に引き上げられ一定の改善が図られました。しかし、昼夜を問わず支援とコミュニケーション・情報提供を常時一体的に実施している実態を踏まえて、さらに障害福祉サービスの「視覚・聴覚障害者支援体制加算」（障害者支援施設82単位＝日中活動41単位＋施設入所支援41単位）の82単位までの改善を引き続き要望してください。

<介護保険>

- 4 7. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者が、障害者福祉か、介護保険制度を使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください
- ①障害福祉サービスと介護保険の適用関係について、65歳になって一律の対応をしないよう、地方自治体に対して指導を徹底してください。65歳以降の障害福祉サービスについて、介護保険に同等のサービスがない事業（就労継続支援A型・B型事業、移動支援）や、適用除外施設（障害者支援施設）については、引き続き障害福祉サービスを受けられることになっています。65歳になったことで障害福祉サービス利用日数を減少したり支給を打ち切る自治体が出ないように、指導の徹底を図ってください。
- ②要介護認定等の申請を行わない障害者に対し、障害者福祉サービスの打ち切りを行わない措置を講じてください。
- ③当面の措置として、特定疾患を含む65歳以前から障害者サービスを受けている全ての障害者が低所得者の利用料負担が障害者総合支援法に基づく制度の負担と同様になるようにしてください。
- ④当面の措置として、「骨格提言」でも示されている、介護保険対象年齢になった後でも、従来から受けていた支援を原則として継続して受けることができるものとするを早急に実現するよう国に求めてください。
- ⑤各市町村自治体が独自に判断している自立支援給付と介護保険制度との適用関係について、障害者の生活を破壊するような事態が起こらないように府として対策を講じてください。
- ⑥視覚障害者の場合は、全盲の重度障害者であっても、現行の介護認定基準ではほとんど

どの者が要支援1か2と判定されるため、大阪府においては介護保険制度が改善されるまでの間、単独でサービス上乗せの助成措置を構じてください。また、障害者のQOLを低下させないように市町村を指導してください。

⑦ホームヘルパーの派遣時間を少なくとも1回2時間以上に延長できるように国に要望してください。(文書回答)

⑧介護保険料の大幅引き下げと利用料の無料化を国に対して強く要望してください。(文書回答)

48. 聴覚障害者が介護保険施策を安心して受けられるようにしてください。

①高齢者が利用できる介護保険サービスはコミュニケーション等に支障があり、資源に限りがあります。高齢者が、聴覚障害の特性に対する理解や配慮のない介護保険サービスを受けざるを得ない現状を改善するため、障害福祉サービスと介護保険サービスどちらも選択できるように施策を講じてください。

②2017年4月より各市町村で完全実施されている「介護予防・日常生活支援総合事業」について、障害者差別解消法にうたわれている合理的配慮の理念に基づき、事業所においての手話ができる職員の配置や同じ聴覚障害のある利用者集団の保障、そしてろう高齢者の障害特性や支援の必要性に配慮した人員や環境整備が確保されるなど、安心して利用できる事業(事業所)となるよう、市町村に働きかけてください。要支援1・2の認定を受けた聴覚障害者は、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となります。この事業は市町村が中心となって地域の実情に応じて住民の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりをめざしています。各市町村が基準や単価を設定して運営することになるので、地域に格差が生じます。また、地域の社会福祉協議会やボランティア団体が対応することもあり、手話がない状態では、ろう者は引きこもりになることが懸念されます。

③要介護1・2に該当する認知症の方々や、ろう高齢者も現状では、特例要件(入所指針)に合えば特別養護老人ホームへの入所が可能となっています。今後も、軽度な要介護度であっても独居や家族内・地域での孤立し、聴覚障害に配慮した適切な居宅サービスが受けられない実態にあるろう高齢者が、特別養護老人ホームに入居できるよう、現状の入所要件(原則、要介護3以上、特例要件あり)を継続してください。

④聴覚障害を持つ高齢者が障害による困難さや支援の特性等を踏まえた適切な認定調査の展開に対して、大阪府は平成30年2月に「聴覚障害者の理解と支援における留意点」とのテーマで現任研修を開催していただきました。この研修の重要性を踏まえ、さらに、市町村の実施状況を把握し、未実施の市町村が確実に実施するよう働きかけてください。

<就労>

49. 視覚障害者あはき師の就労機会を脅かす、晴眼者養成施設の新設・定員増について認可しないよう国に働きかけてください。とりわけ、平成医療学園(北区中津)のあん摩科新設申請については、引き続きあはき法19条の主旨に基づき認可しないよう国に働きかけてください。

50. マッサージ業における「無免許者」の取り締まりを厳正に行ってください。(文章回答)

51. 柔道整復師による医療保険の「カラ請求」、「水増し請求」、「ふりかえ請求」などの不正請求に関する実態把握に努め、法の遵守を求めてください。また、奈良県橿原市の事例を参考にしながら、大阪府においても市町村が柔道整復師に対して効能の広告をしないよう調査指導できるようにするため、柔道整復、鍼灸、マッサージを取り扱う施術所の開設等の事務権限の移譲について検討してください。

52. 「聴覚障がい者等ワークライフ（職業生活）支援事業」をより充実させていくために予算を増額してください。また、国として、同様の事業を行うよう、強く働きかけてください。

<まちづくり・防災・参政権保障>

53. 当事者の声をしっかりと聴いて府下全域のバリアフリー化を促進してください。

①整備重点地域を協議する体制を創設して、計画的にバリアフリー化を推進してください。当面は、京橋駅周辺地域を整備重点地域に指定して、ターミナル駅にふさわしい駅周辺地域を築いてください。

②特に障害者が利用する公的な施設とそれまでのアクセス（経路）を車椅子でも安心して通行できる歩道の整備等を国や当該市町村と連携をして進めてください。

③銀行でのATMシステムで暗証番号を押すことができないことや駅員呼び出しボタンが押せないなど、上肢障害者には利用しにくいシステムが多くなってきています。当事者の声を聴き、利用ができるように改善してください。

54. 障害者が安心して入居できる、バリアフリー住宅を計画的に整備してください。

①バリアフリー府営住宅を交通の便の良いところに大幅に増やしてください。

②障害者住宅改造費助成を増額してください。また、必要に応じて複数回、助成が受けられることを周知徹底し、市町村が使える対策を講じるように、指導を行ってください。

55. 大阪メトロが計画している御堂筋線等の府下に所在する駅についても大阪府の責任において可動柵の設置をしてください。

①各鉄道事業者に対してホーム可動柵設置をはたらきかけてください。（文書回答）

②ホーム可動柵について、大阪府が調査を行うと共に障害者をも加えた研究会などの場を設けてください。

③今後、鉄道事業者から可動柵設置計画が提示された場合、大阪府としての方針を示してください。（文書回答）

56. 交通運賃割引の対象範囲を拡大するよう関係機関に要請してください。

57. 避難行動要援護者プラン、避難行動要援護者防災マニュアルや避難所運営マニュアル等が適切に整備され、市町村が障害者などの避難行動要援護者へのきめ細かい対応を進めていくことができるよう、大阪府として必要な施策を講じてください。また、福祉避難所を整備するよう市町村に引き続き求めてください。

①避難所には障害者担当の係員や相談員が配置できるようにしてください。（文書回答）

②障害者をはじめとする避難行動要援護者の避難先について、一次避難所における福祉避難室、二次避難所としての福祉避難所の整備を急ぐとともに、障害者特性にあわせた福祉避難所（ホテル等）の設備などの具体化を働きかけてください。（文書回答）

58. 投票所への移動が困難な視覚障害者に対するガイドヘルプを選挙管理委員会の責任で行ってください。当面、滋賀県東近江市での移動困難な高齢者へのタクシーでの投票所への送迎制度も参考にしながら、検討をすすめてください。

以上